

かごしま地域見守りネットワーク 賛助会員規程

平成 28 年 10 月 20 日制定

目 的

第一条 この規程は、かごしま地域見守りネットワークの会則第四条の規約により設置する賛助会員制度の運営について必要な事項を定め、事業への協力と理解を高めることにより、同第三条に定める活動の推進に資することを目的とする。

資 格

第二条 賛助会員の資格を有するものは、当会の趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会した企業、団体または個人とする。

事業への協力

第三条 かごしま地域見守りネットワーク会則第二条の目的、及び第三条の活動を達成するため、賛助会員は、次の事業に参画し協力を行う。

- (1) 運営委員会に於いて決定された事項に関する協力
- (2) セミナー、その他事業開催への協力
- (3) 運営会議開催にあたっての協力
- (4) 当会ソーシャルネットワークサービス (SNS) への参加

広 報

第四条 賛助会員には当会ホームページ、広報誌、チラシへ企業名表示する。

入会金及び会費

第五条 賛助会員の会費は一口年額 20,000 円を二口以上 (個人会員は一口以上) とし、事業年度 (4 月から翌年 3 月まで) の前に全額納付とする。

第六条 賛助会費の入金方法は、事務局へ持参するか、指定口座への振込とする。

振込先指定口座：ゆうちょ銀行

●口座記号：1 7 8 5 0 番号：3 0 5 7 3 6 4 1

●店番：7 8 8 預金種目：普通預金 口座番号：3 0 5 7 3 6 4

口座名：健口 (けんこう) 株式会社

退 会

第七条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ当会に申し出なければならない。

(1) 退会後は、賛助会員規程第三条及び第四条に定める事項に関する全ての資格を失うものとする。

(2) 会費に関しては年間予算における運営費であるため、年度途中における退会時にも返金を行わない。

その他

第八条 賛助会員について本規程に定めのない事項であっても、必要事項が生じたときには運営委員会で決定する。